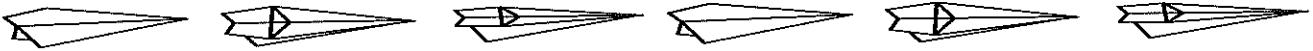


平成30年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業
認定NPO法人東三河後見センター
権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と
多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業

成年後見フォーラム



成年後見制度について、事前にいただいた質問を中心に弁護士の視点・社会福祉士の視点から解説していただきます。成年後見制度の内容や動向などこの制度への理解が深まるこことを期待します。

日時：平成30年12月10日（月）

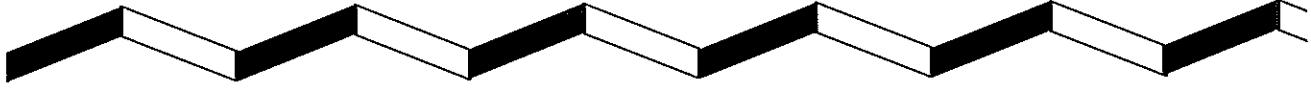
13時～受付・開場

13時30分～15時00分 フォーラム

会場：豊川商工会議所 2階 ホール

愛知県豊川市豊川町辺通4-4

実施：認定NPO法人東三河後見センター



フォーラム進行表

13:30～

section 1

講師自己紹介と成年後見制度の概要について

section 2

援助者の資格によって成年後見事務の違いはあるのか？

section 3

意思決定支援・トラブル事例について

section 4

他の地域の動向について

15:00～ アンケート回収・フォーラム終了



～目次～

フォーラム進行表

P.1 登壇者のご紹介

P.2～ 登壇者資料

①弁護士 松隈知栄子氏資料 (2ページ～12ページ)

②社会福祉士 近藤芳江氏資料 (14ページ～37ページ)

P38～ 資料

①成年後見制度利用促進座談会 配布報告資料
(平成30年9月28日開催 至 社会福祉法人 桃源堂福祉会
特別養護老人ホーム千両荘 会議室)

②正会員・賛助会員・寄付者大募集！！

登壇者のご紹介

[講師]

弁護士 松隈 知栄子氏

愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）副委員長

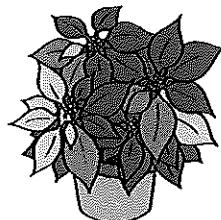
社会福祉士 近藤 芳江 氏

愛知県社会福祉士会 成年後見利用促進委員会委員長

[司会・進行]

認定NPO法人東三河後見センター 事務局長

工藤 明人



～×モ～

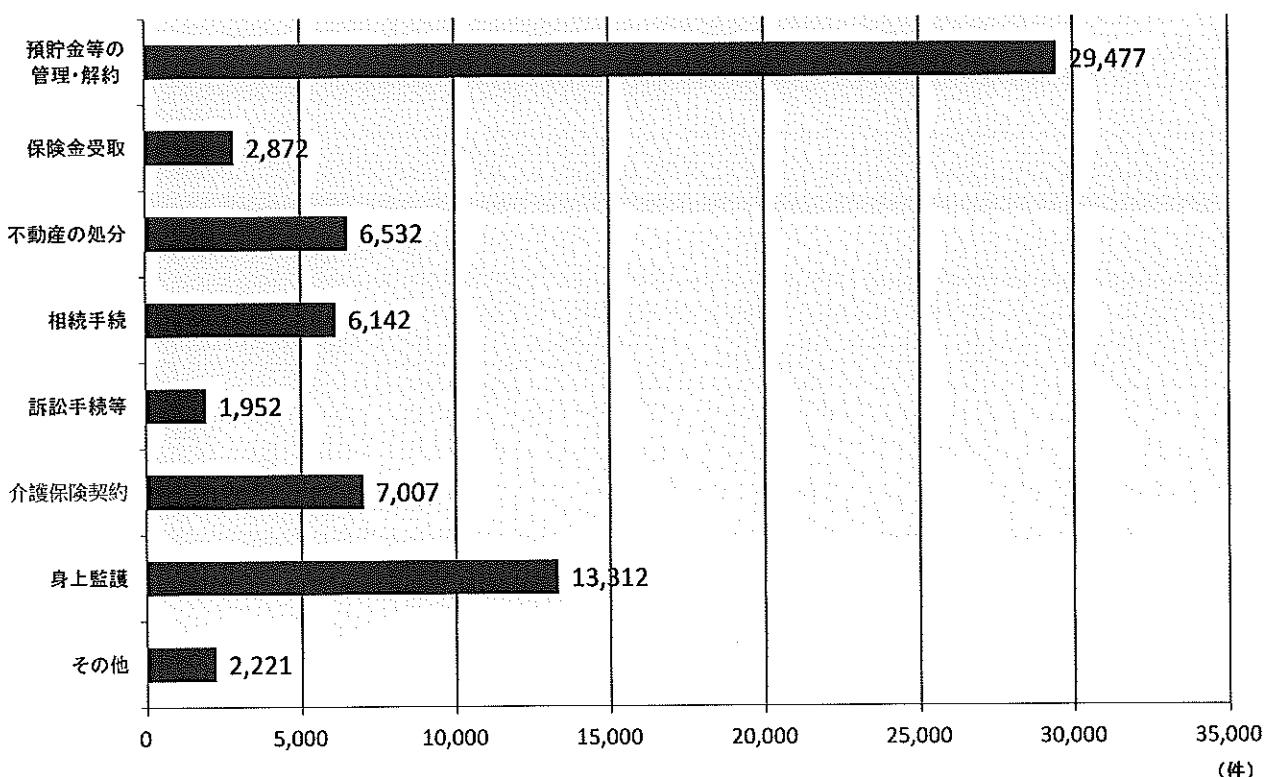
成年後見制度等の基礎知識

2018年12月10日

弁護士 松隈知栄子

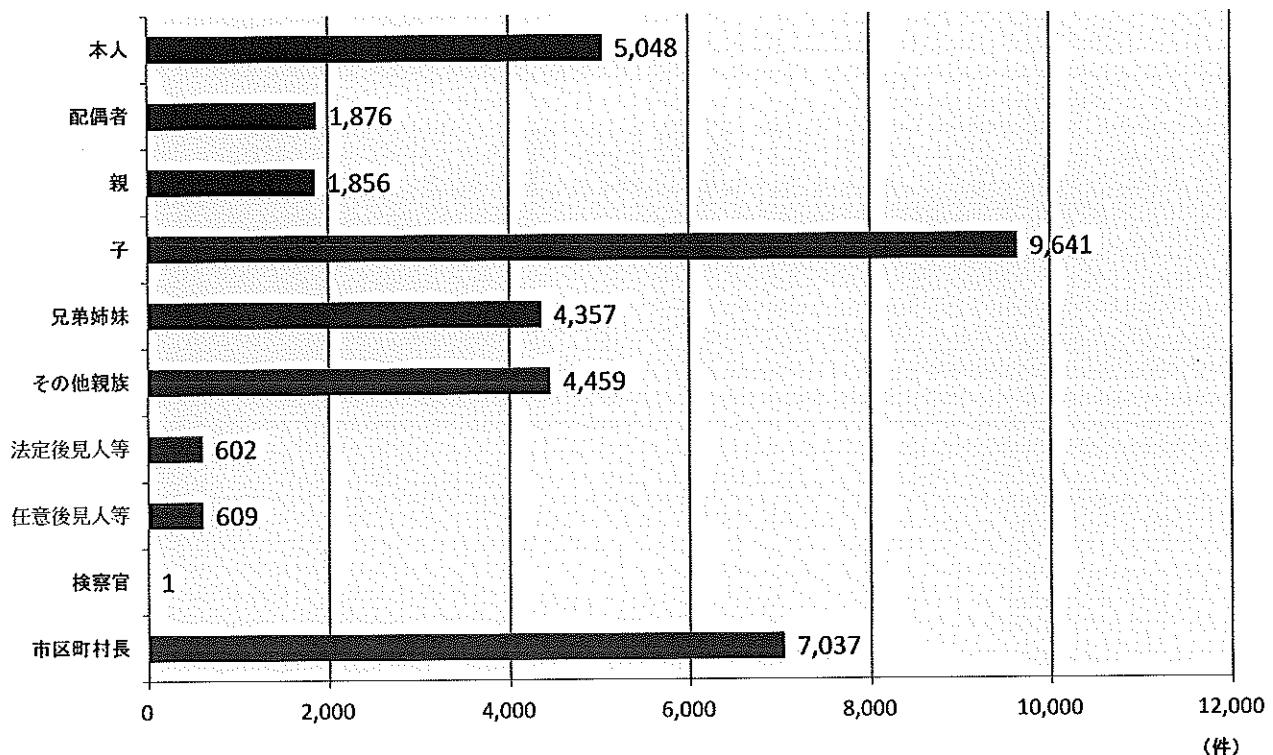
成年後見制度申立のきっかけ・動機

主な申立ての動機別件数



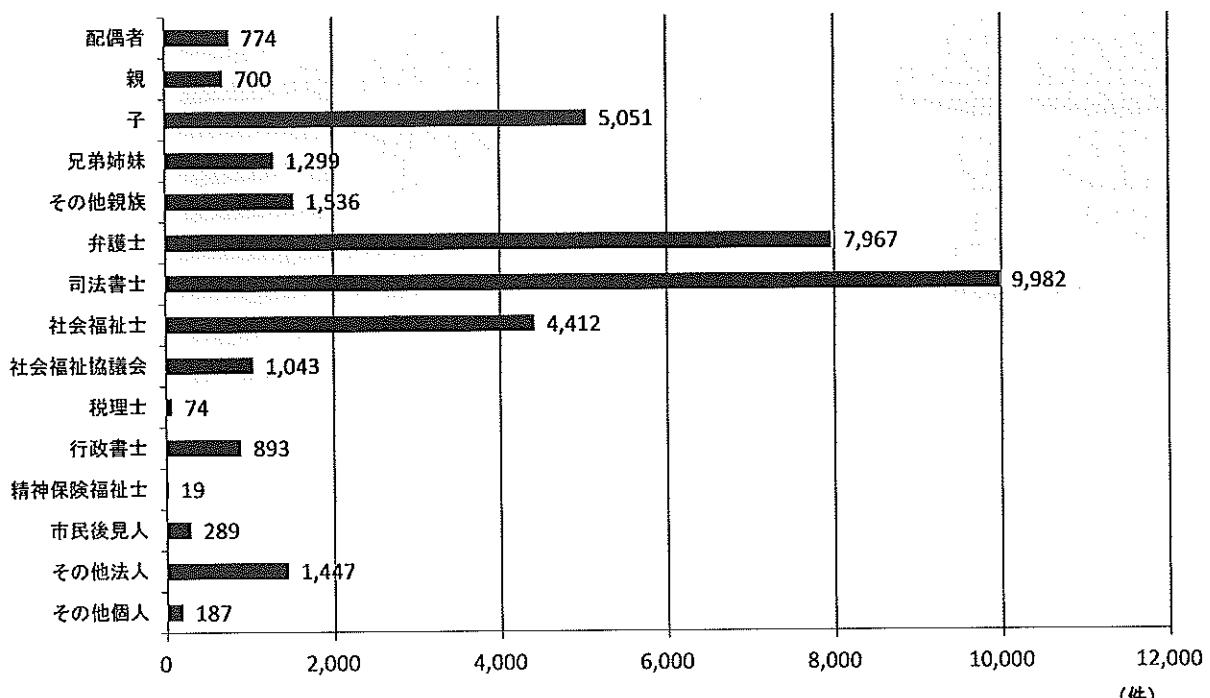
誰が申立をするのですか。

申立人と本人との関係別件数



誰が後見人等に選ばれるのですか。

成年後見人等と本人との関係別件数



まずはイメージ：成年後見人等って何をしてるの？

(成年後見人の例)

本人の状況：86歳・女性・自宅に1人暮らし・ADLは問題ないが、認知症の進行が激しく、要介護2

成年後見人の業務：

- ① 財産管理：本人の通帳等重要な財産の管理、本人に対し、定期的な生活費を届け、面談を行う。
- ② サービス利用契約の締結：ケアマネと、本人に必要な介護サービス等とその実施のための対応を協議して、介護サービス等の利用契約締結。
- ③ 日常の生活のサポート：ケアマネと近隣からの苦情への対応。本人との面談。
- ④ ケア会議の実施：支援者と情報を共有し、理解を求める。
- ⑤ 住まいの検討：1人暮らしの限界と本人の意思の尊重のバランス。

まずはイメージ：成年後見人等って何をしてるの？

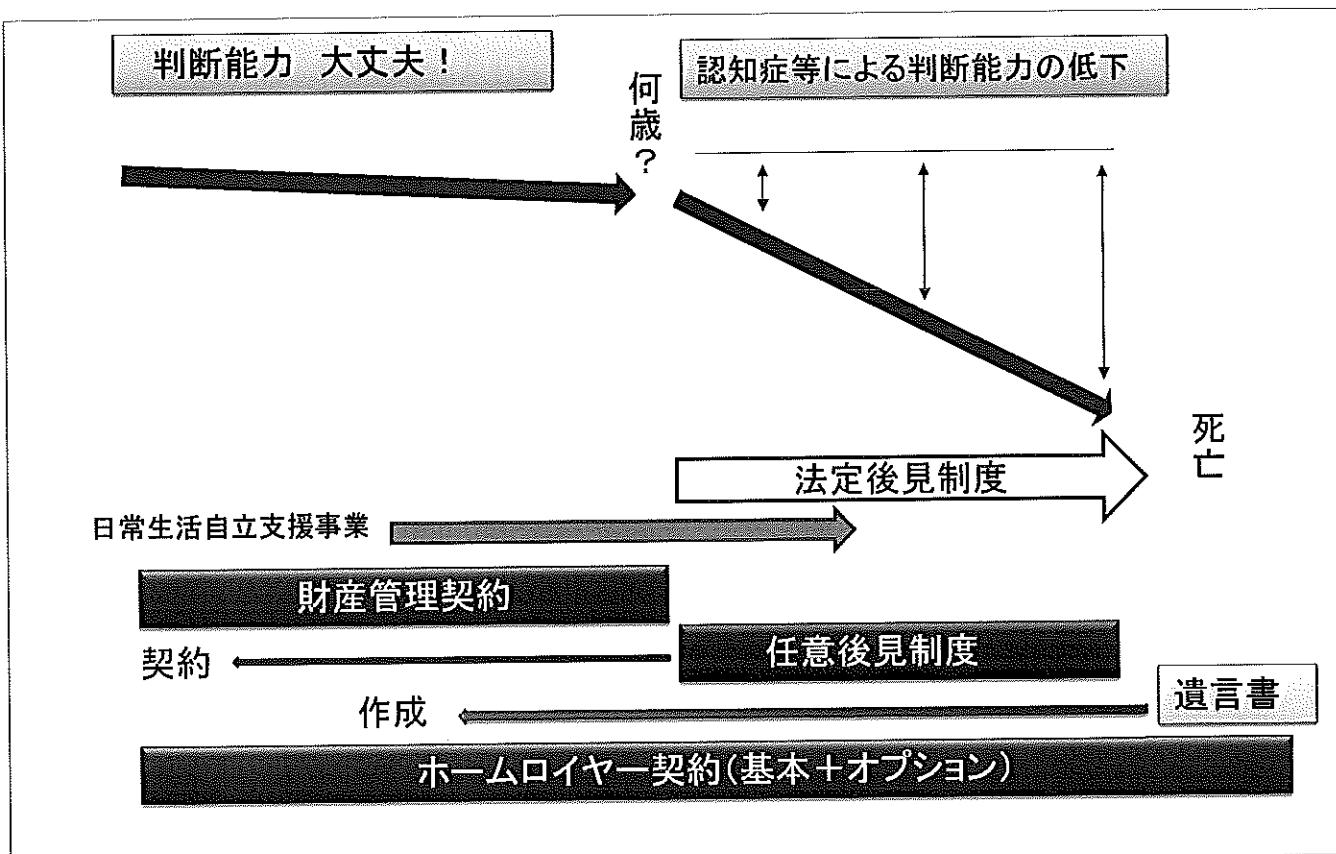
(補助人の例)

本人の状況：40歳・女性・1人暮らし・知的障害と精神障害。自己破産手続を経ており、消費欲が強く、自己管理が困難。生活保護受給中。

補助人の事務：

- ① 財産管理：代理権付与を受けて、通帳・印鑑等を管理。本人は、クレジットカード1枚を自己管理。
- ② 日常生活のサポート：本人が管理する通帳に毎月、生活費を振り込む。
- ③ 支援者等との協議：本人が不定期に生じさせる諸問題に対して、基幹センター等と協力し、対応。サービス担当者会議への出席。
- ④ 本人の身上監護：ほぼ毎日かかる本人からの電話に対応等。

権利擁護制度等の位置づけ



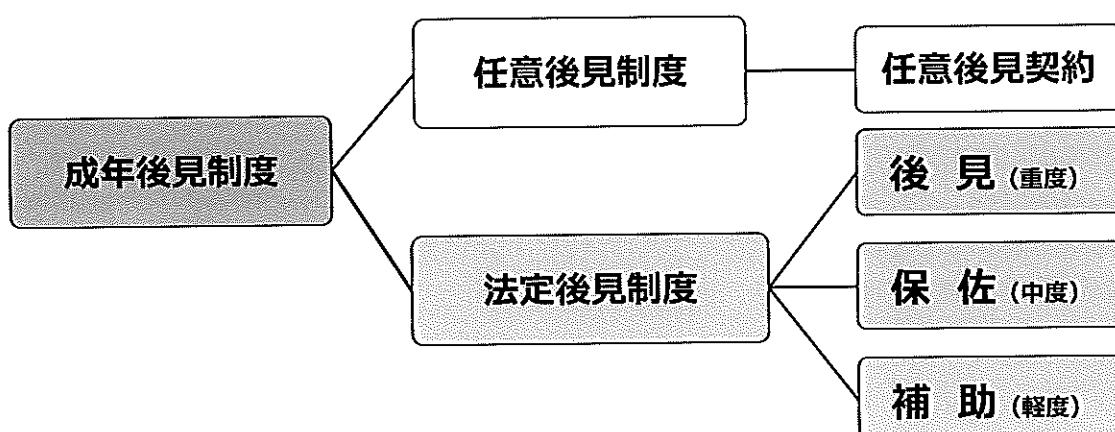
成年後見制度の内容

◎ 判断能力が不十分になる前に → 任意後見制度

今は元気だが、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのようないい處をどのようにサポートするか」をあらかじめ契約により決めておくものです。

◎ すでに判断能力が不十分 → 法定後見制度

本人や親族が家庭裁判所に申立てをすることによって、援助者として成年後見人等が選任されます。



法定後見類型の種類

後見	保佐	補助
常に判断能力を欠いている方  <p>たとえば、買い物に行つても釣り銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要な人がこれにあたります。 本人の援助者として、「成年後見人」が選任されます。</p>	判断能力が著しく不十分な方  <p>たとえば、日常の買い物程度ならばひとりでできるかもしれないが、不動産の売買などの重要な財産行為や契約行為をひとりですることが難しいと思われる人がこれにあたります。 本人の援助者として、「保佐人」が選任されます。</p>	判断能力が不十分な方  <p>日常の買い物はひとりでできるが、不安な部分が多く、援助者の支えがあつた方が良いと思われる人がこれにあたります。 本人の援助者として、「補助人」が選任されます。</p>

成年後見人等の権限

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立ができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	<input type="radio"/> 代理権 <input type="radio"/> 取消権 日常生活の行為除く	特定の事項 <input type="radio"/> 同意権 <input type="radio"/> 取消権
	申立により与えられる権限	—	特定の事項以外の <input type="radio"/> 同意権 <input type="radio"/> 取消権 特定の法律行為の <input type="radio"/> 代理権
本人の同意	不要	必要	必要
制度を利用した場合の資格などの制限	印鑑登録の抹消、医師等の資格や会社役員・公務員等の地位を失う	医師等の資格や会社役員・公務員等の地位を失う	—

復習してみましょう。

- 成年後見制度の説明について正しいものはどれですか。
 - a 法定後見制度と任意後見制度がある。
 - b 法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つの制度がある。
 - c 後見・保佐・補助の利用は、本人の動作能力の違いによって区別される。
 - d 後見・保佐・補助制度の中で、一番広い支援が受けられるのは補助制度である。
 - e 任意後見制度は、任意後見契約を結んだら、すぐに開始される。

日本老年医学会雑誌 53巻3号 参照

成年後見人等の事務

【特徴】

①長期継続的

障害者の場合は特に。

②心身や財産の状況変化

本人ばかりではなく、親族等の状況変化も影響。

【事務のポイント】

①財産管理:通帳の管理、財産の管理等

②身上監護:日常生活費の支出、住居、医療等

但し、両者は完全に別個の業務ではなく、
密接不可分な局面も多い。

例えば……

・自宅の管理(財産管理)→在宅の本人の居住環境の整備(身上監護)

・収支の管理(財産管理)→受給可能なサービスの選択(身上監護)

→身上監護の充実のためには財政基盤の確保必要

→財産目録と後見予算収支表を整えてアップデートする

後見等事務の大切な視点

成年後見人等が、「成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」を行うにあたっては、「成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」(民法858条)



近年、この身上配慮義務・本人意思尊重義務の重要性が益々クローズアップされている。



(背景)

①2014年1月20日「障害者権利条約」に日本は批准

②成年後見制度利用促進法

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した

適切な後見人の選任・交代



本人との適切な面会等を通じて、本人の意向確認、意思疎通等に努めることが求められる。

財産管理事務の例

・預貯金通帳の管理

ex 記帳、年金の入金の確認、支出の確認、定期の満期の管理、通帳の適切な保管等

・自宅・賃貸物件等不動産の管理

ex 火災保険、空き家対策、賃料の管理、修繕等

・年金等の適切な受給手続

ex 役所への届出等

・税務申告等



本人の収入と支出をきちんと管理すること

身上監護事務

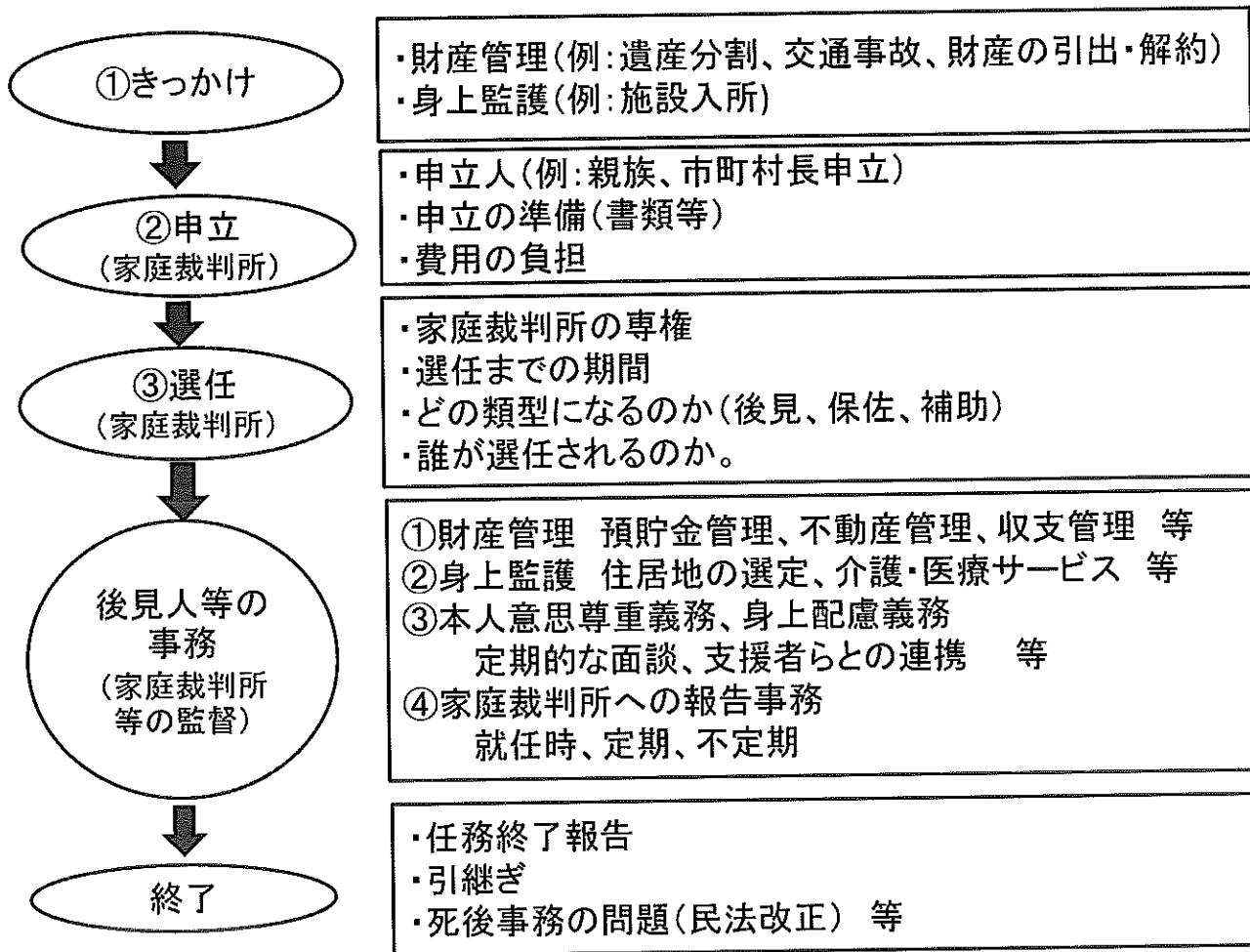
- ① 介護・生活維持に関する事項
(介護契約の締結・解除、費用の支払い)
- ② 住居の確保に関する事項
(住居に関する契約の締結、住居の賃貸借契約の解除、費用の支払い)
- ③ 施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事項
(施設入所契約の締結、施設退所、費用の支払い、施設内の処遇の監視)
- ④ 医療に関する事項
(医療契約の締結、退所、費用の支払い)
- ⑤ 教育・リハビリに関する事項
(契約の締結・解除、費用の支払い)
- ⑥ 法律行為としての異議申立て等の公法上の行為
- ⑦ アボドガシー活動
(本人の身上面に関する利益の主張を補助し、又は本人の身上面に関する利益を代弁すること)

復習してみましょう。

成年後見人の職務について正しいものはどれでしょうか。

- a 成年後見人は、本人に代わり本人のために遺言を書くことができる。
- b 成年後見人は、本人に代わり手術について同意権を有している。
- c 成年後見人は、本人に代わり病院と入院契約をすることができる。
- d 成年後見人は、本人のために食事介助等の介護行為を行う。
- e 成年後見人は、本人に代わり介護費用の支払いをすることができる。

成年後見制度の流れ



②申立をしたくても、家族の協力が得られないときはどうしたらしいですか。

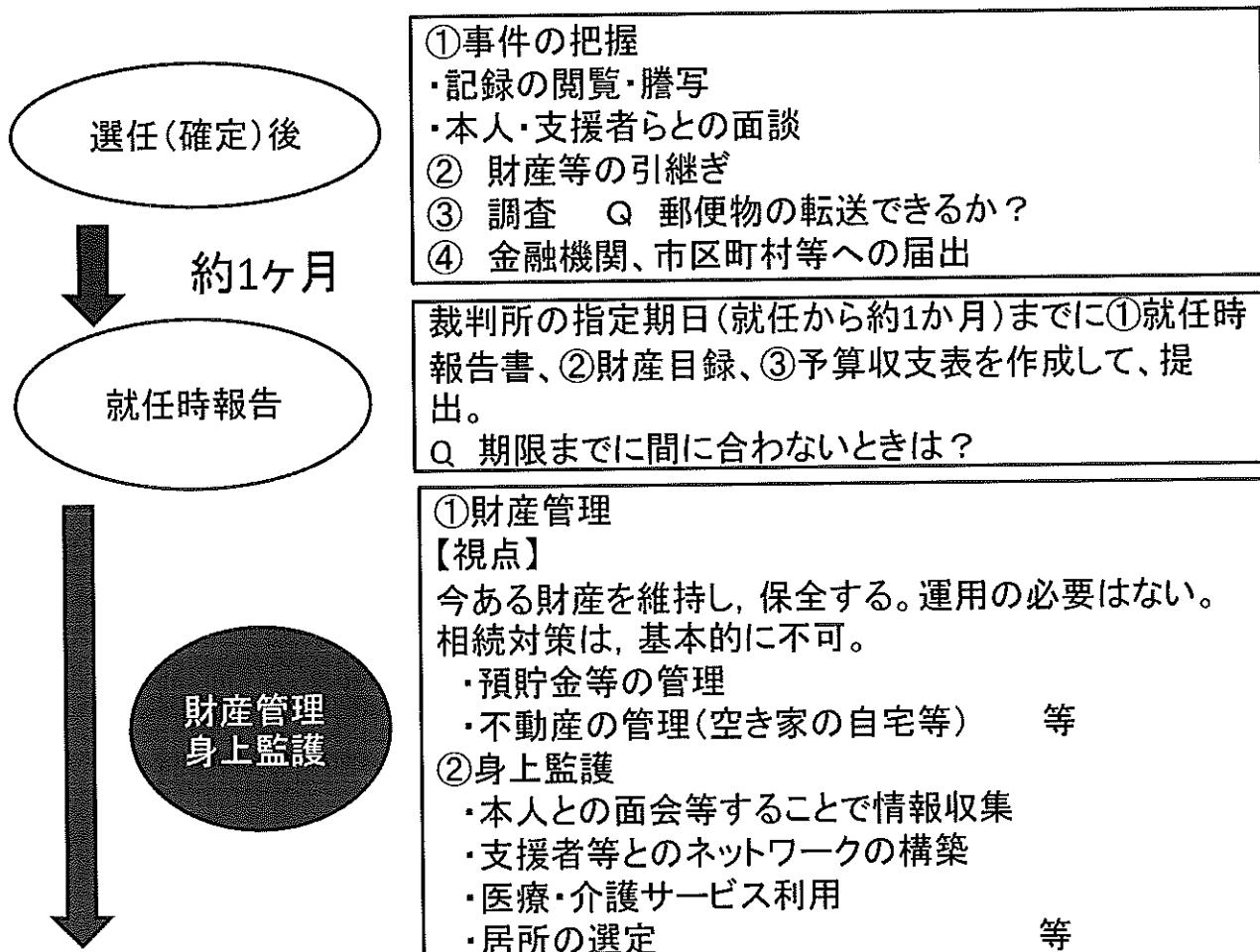
申立権者

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官。
親族等が申立てできない時は市区町村長。

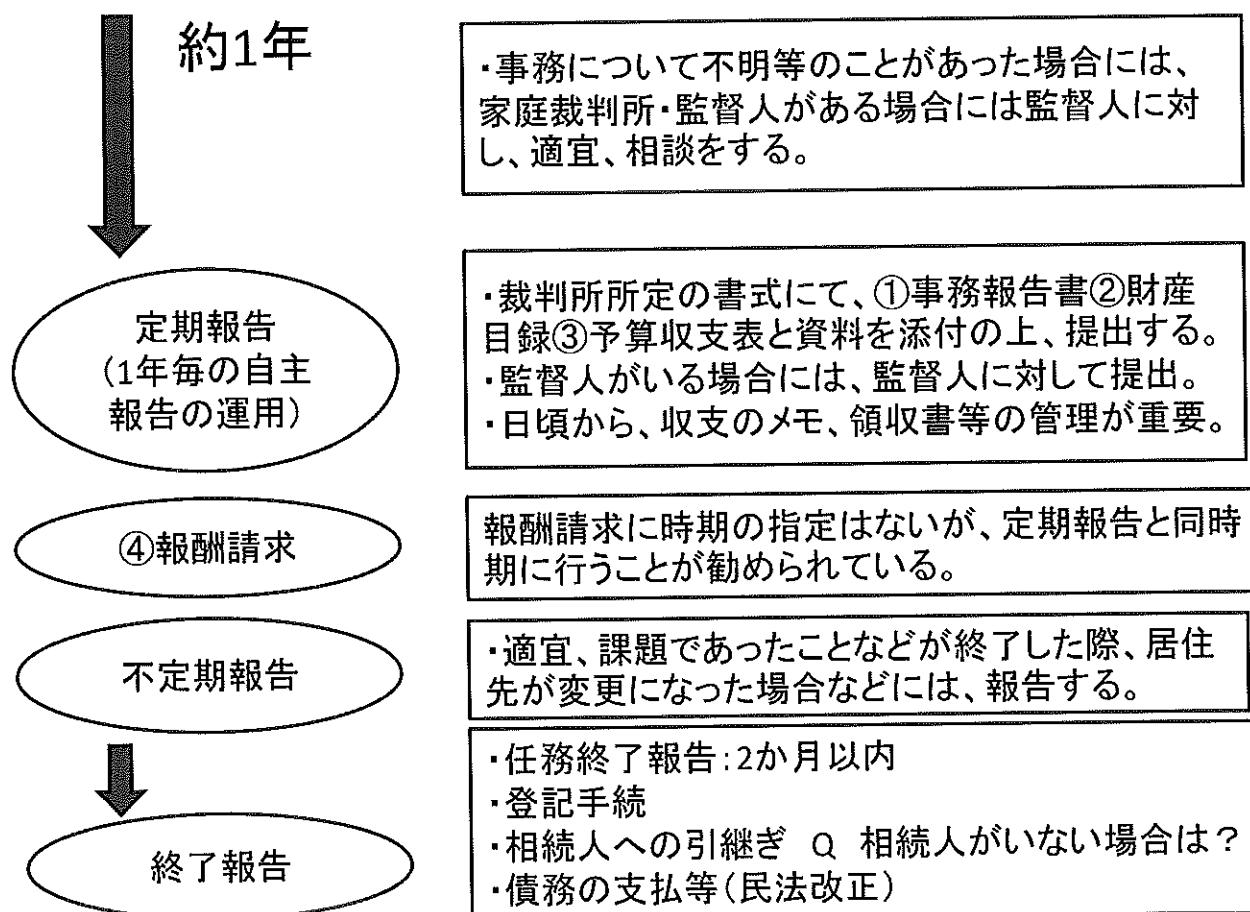
↓
申立に関する費用(裁判所に納める費用約7000円、別途:提出資料(診断書等)の準備費用、鑑定が必要な場合:5万円程度)が心配な場合

↓
一定の助成要件を満たしていれば、
『成年後見制度利用支援事業』という制度により、
申立費用(後見人等の報酬も)の助成が受けられる。

後見等事務の流れ



後見等事務の流れ



④報酬はどのくらいかかりますか。

- ・報酬をもらう為には家庭裁判所に申請することが必要。
- ・報酬額は家庭裁判所が決定する。
- ・報酬額は、およそ月額1～3万円。

現在は、管理する財産の多寡にその基準があるため、管理財産が高額になつたり、申立のきっかけになつていて法律問題等が解決された場合には、報酬額は増加する傾向がある。

- ・報酬は、本人の資産から支出する。
- ・一定の助成要件を満たしていれば、『成年後見制度利用支援事業』という制度により、後見人等の報酬(申立費用も)の助成が受けられる。

復習してみましょう。

成年後見制度を利用するにあたっての注意点について正しいものはどれでしょうか。

- a 本人が後見制度を利用したとしても、本人は選挙権は失わない。
- b 成年後見制度は、必要な目的のために利用されるので、その目的が終了すれば、本人の認知度の重さに関わりなくいつもで利用を止められる。
- c 後見人は、本人の意思を尊重して活動すべきであるが、必要な場合は、本人の意思に反する行為もすることができる。
- d 後見人は、管轄の法務局に申請して、その法務局より選任される。

日本老年医学会雑誌 53巻3号 参照

～メモ～

事例

90歳代 認知症 独居 女性
長谷川式7点

4親等の親族の関わりにて支援
継続

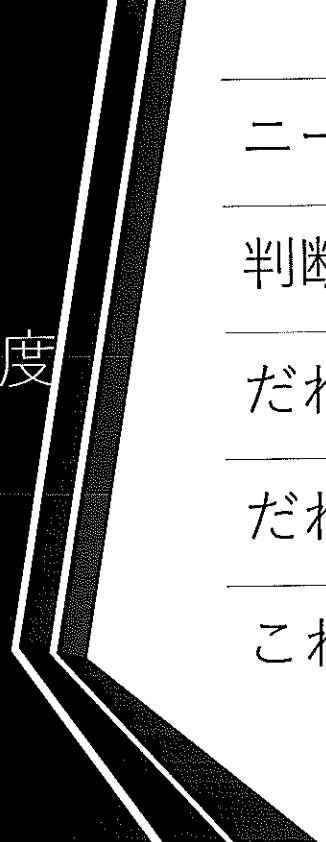
台風で屋根瓦が転落、隣の駐車
場の乗用車が凹んでしまった。

瓦が落ちた車への弁償？

次の台風がきたら？

誰が、依頼して、契約する
の？

地域ケア
会議！



成年後見制度
の利用？

ニーズは？

判断能力は？

だれが申し立てる？

だれが後見人に？

これからの生活はどうする？

意思決定支援

成年後見制度利用促進基本計画の基本的考え方・目標

基本計画について

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
(2)計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
(3)国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標

(1)今後の施策の基本的な考え方

- ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2)今後の施策の目標

- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

成年後見制度利用促進法における 「意思決定支援」

基本理念 成年後見制度の理念の尊重

- ①ノーマライゼーション ②自己決定権の尊重
- ③身上の保護の重視

基本方針

3. 成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援の在り方の検討

附帯決議(平成28年4月5日参議院内閣委員会)

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

3

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨	日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス
認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。	①意思決定支援の位置 ②意思決定支援と他の機関・立候補者との連携性への配慮 ③意思決定支援と権限 （解説・認定の特徴・障害者ひとりの地位など）
誰のための誰による意思決定支援か	意思形成支援：適切な情報、環境、環境の下で意思が形成されることへの支援 【ポイント、注意点】 ①本人の意思形成の監視となる条件の確認（医療、財産、権限） ②意思の判断、タイミングの可否（最初の表明に尋ねられない旨意の確認） ③意思内容の時間性、また、扶助人の確認 ④本人の既往、生活歴、既往既往の関連性との整合性の確認
意思決定支援の基本原則	意思表明支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援 【ポイント、注意点】 ①意思表示場所における専門的技術・設備 ②意思の判断、タイミングの可否（最初の表明に尋ねられない旨意の確認） ③意思内容の時間性、また、扶助人の確認 ④本人の既往、生活歴、既往既往の関連性との整合性の確認

4

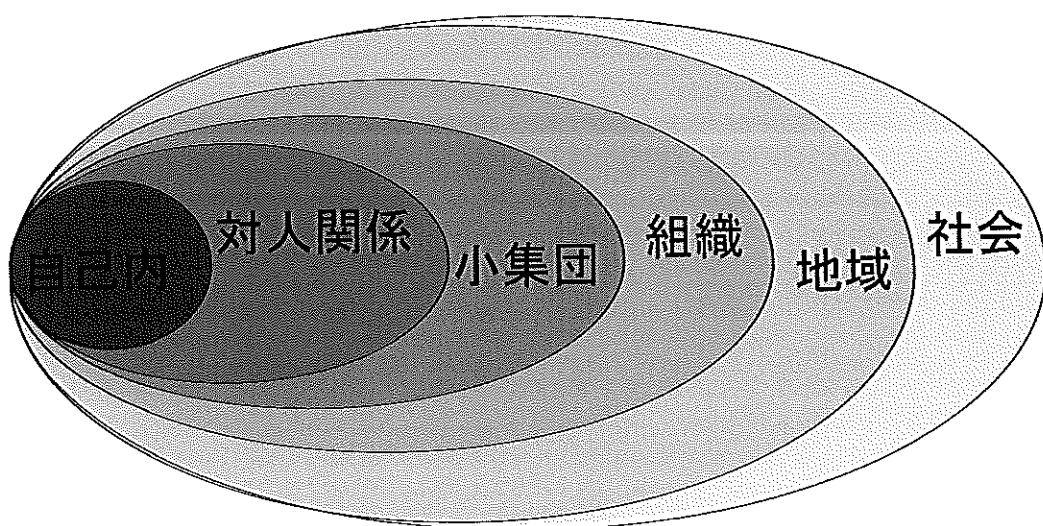
コミュニケーション(Communication)とは

もともとの語源をたどると…

コミュニケーションとは
物体や生物の間で何かを伝え
て共有すること
同じものをもっている状態

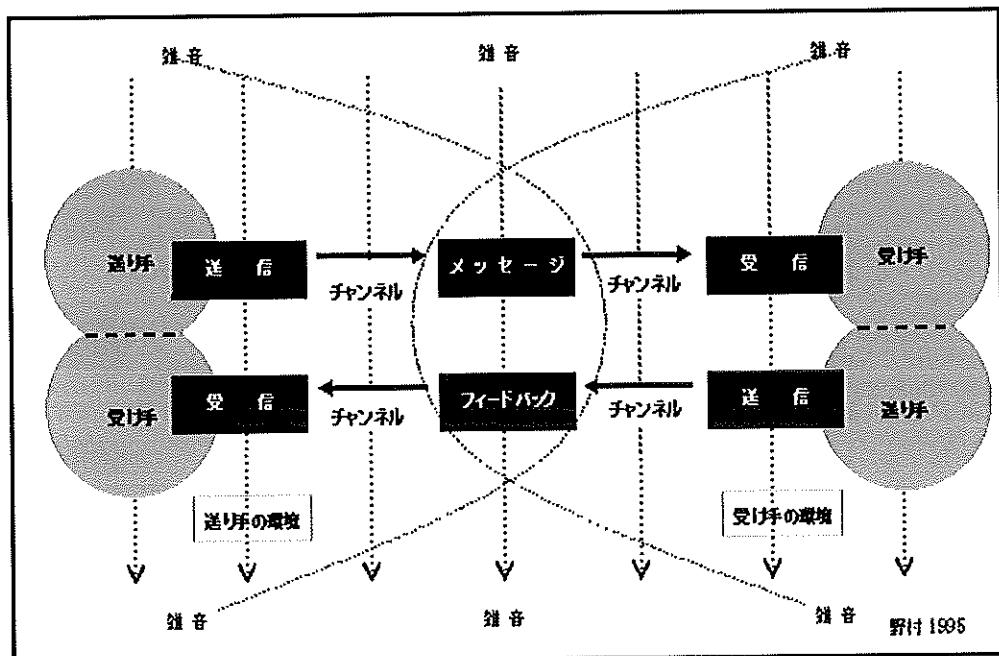
「同じものをもって」

コミュニケーションの対象



野村豊子 (2008)

二者間のコミュニケーション過程



野村豊子『高齢者とのコミュニケーション』中央法規出版, 2014, p.24.

“聞くこと”と“聞くこと”

聞く

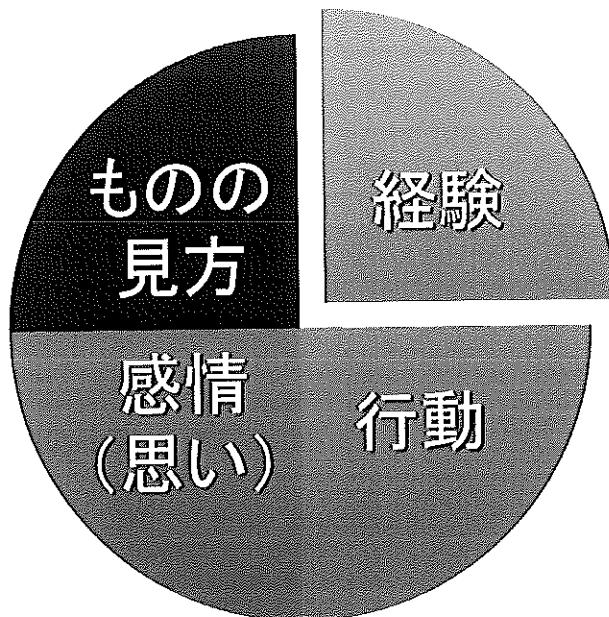
聞く

聞く

- 耳から聞こえる
- 受動的に聞く
- 部分的に聞く

- ここで聞く
- 能動的に聞く
- 全体的に聞く
- 寄り添い耳を傾ける
- 相手の価値観で聞く
- ペースを合わせて聞く

聞くことの四つの側面



野村 (2008)

聞き手としての留意点

1. 自分の価値観で判断しない
2. 話しを批判的ではなくそのまま受容する
3. 相手に十分な関心を示しているとわかる姿勢をごく自然にとる
4. 相手のペース・進み具合に沿う
5. 今何を感じているのか、その気持を大切にする
6. 語られる内容が事実と違うことがはっきりしていても、訂正したほうがよいとは限らない
7. 自分の話をしそぎて、相手の話をとってしまわないように気をつける
8. ほかにもらさないと約束した秘密は守る
9. 相手が話したくないことは、それが重要でも無理やり尋ねない
10. つらい体験や苦しい思いが語られるときには、静かに耳を傾け、深く共感する。焦って慰めたり、「そんなことはない」など即座に否定したりしない。

出典:野村豊子「回想法とライフレビュー」

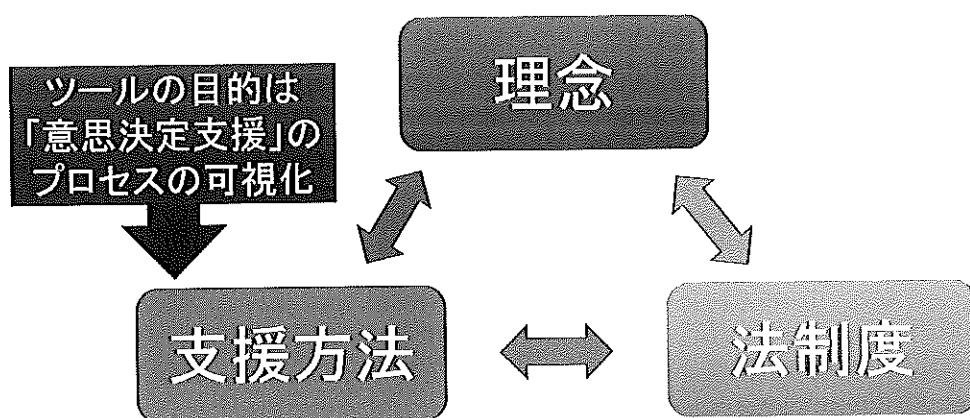
意思決定支援と一言で言うけれど

- ・意思の形成への支援
経験がないことでイメージが持てないことへの配慮
自傷他害を含むリスクや愚行権への配慮
- ・意思の表出への支援
場や環境への配慮
「聴く」姿勢や態度
- ・意思の実現・権利行使への支援

意思決定支援は エンパワメント

11

「意思決定支援」の概念整理



「意思決定支援」の概念整理が不十分であるという認識に立ち、
どの次元の、どんな文脈で「意思決定支援」という言葉を使っているのか、
確認しながら用いることが必要

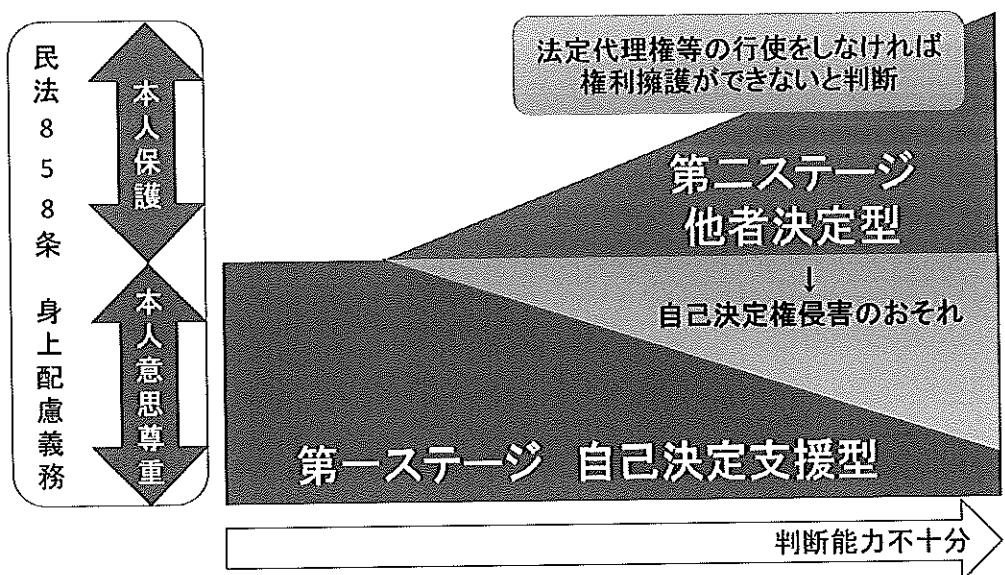
12

- 現行法上、意思決定支援は何らかの特定の法的権限に基づいて行われる性質のものではない
- 社会的包摶の理念等に基づき、判断能力不十分者に関わる者一般が広く共有すべき「かかわり方の基本理念ないし基本姿勢」として捉えるべき
→理念としての意思決定支援

13

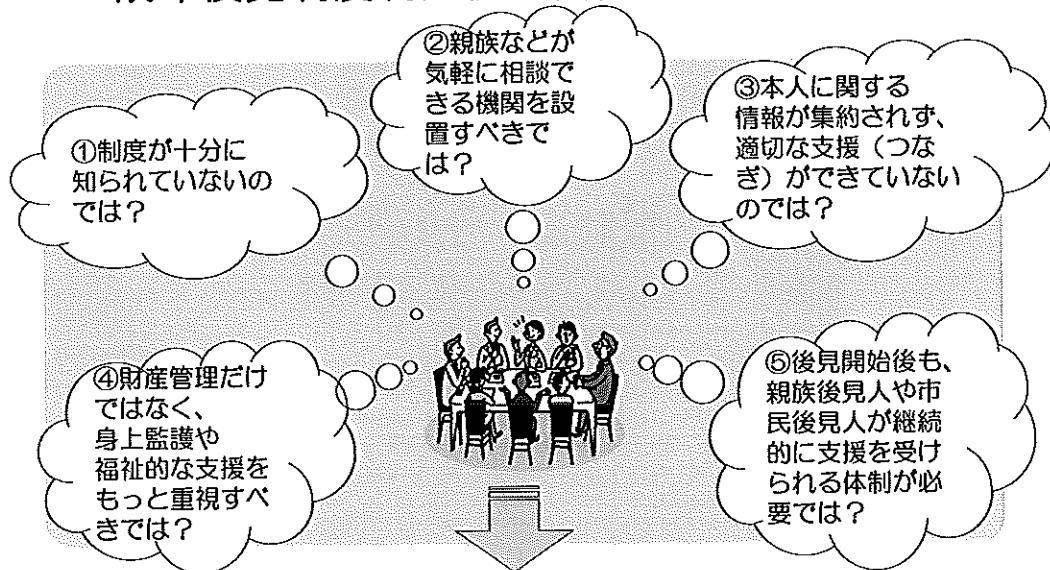
13

平成27年度「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究」
研究の基本姿勢：法定後見人と意思決定支援
支援の第一ステージから第二ステージへの移行概念図（作図：西原）



14

成年後見制度利用促進委員会における議論



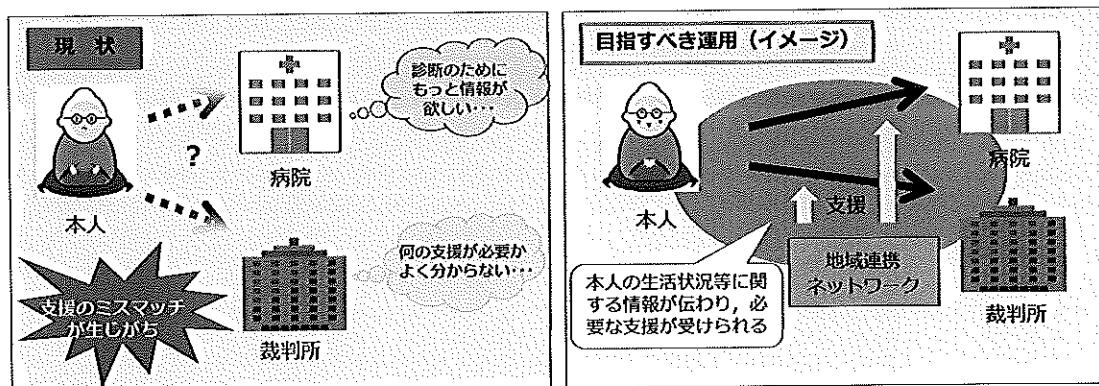
地域資源を活かす地域連携ネットワークとその中核となる機関の必要性

最高裁判所事務総局家庭局資料
をもとに内閣府作成

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

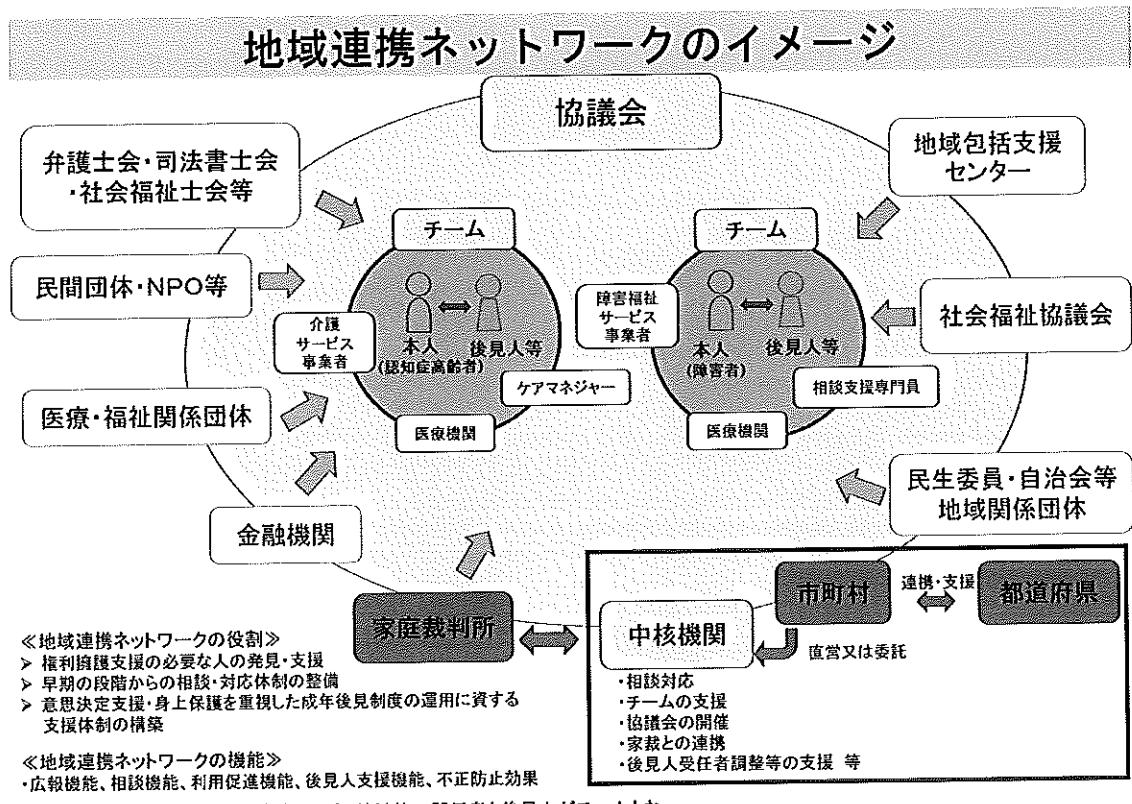
利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

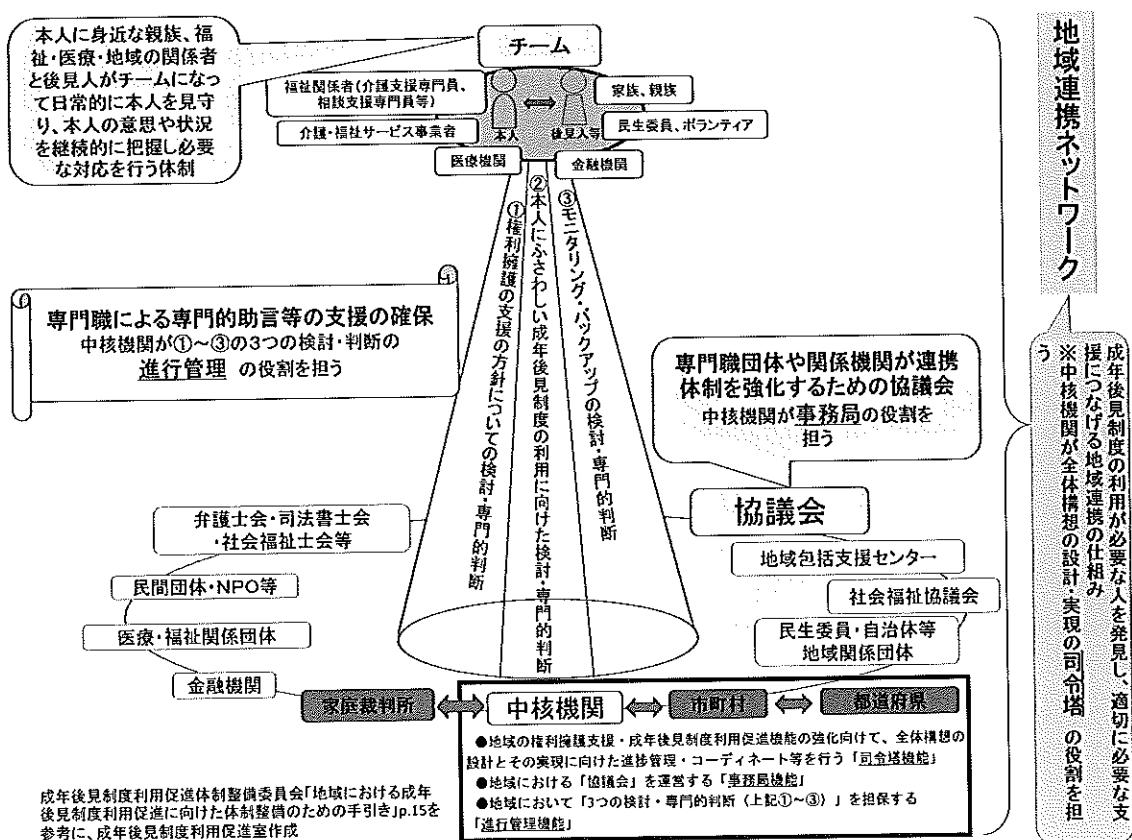


今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討



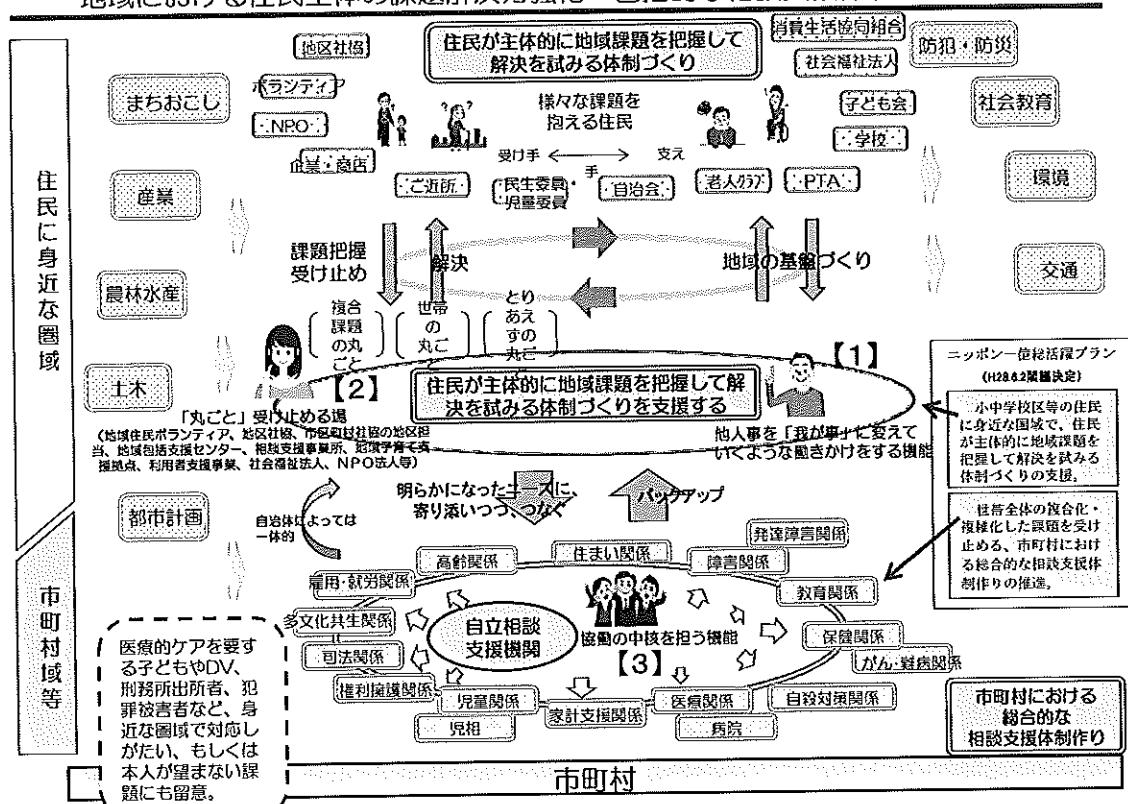
2



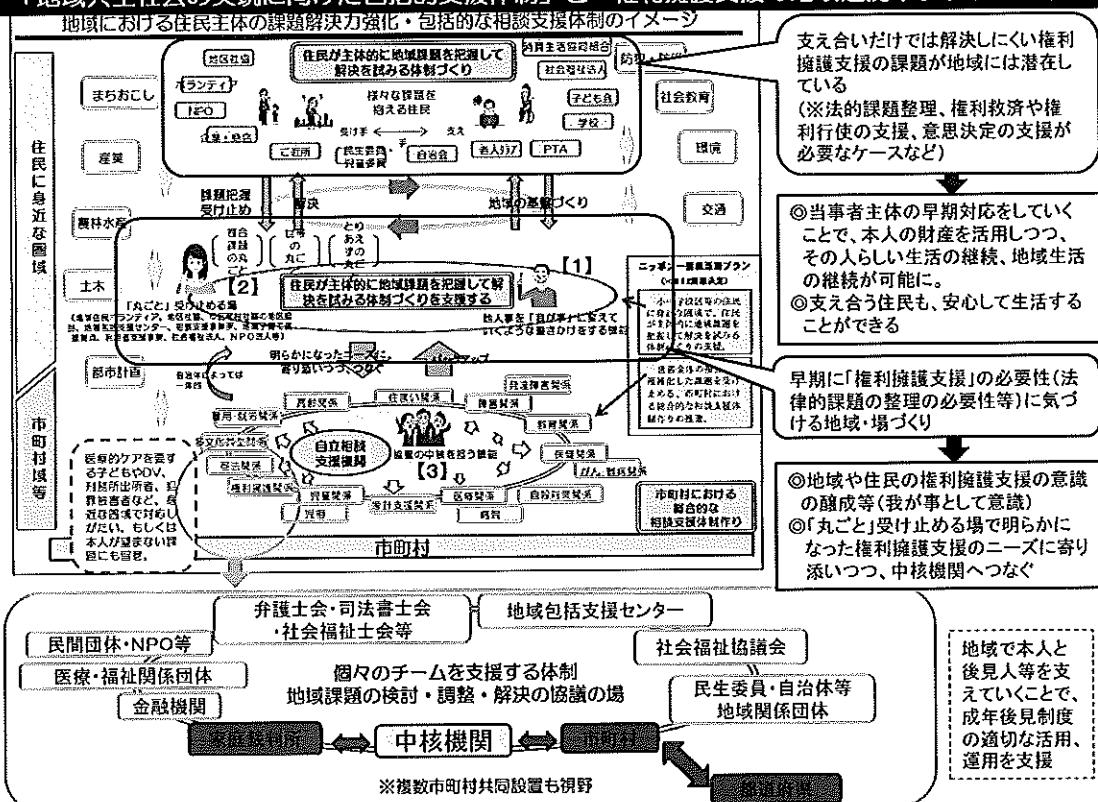
国の基本計画の目指すもの

- 「後見の社会化」(市民・ステークホルダーの参画)の実現
- 見守りを含めた、全国的な後見的支援・権利擁護支援の取組強化
 - ⇒ 高齢者・障害者とその支援者(後見人等を含む。)が孤立しない仕組みづくりを地域において継続的に(計画的・段階的に)進める
 - ⇒ 取組の空白地域をなくし、地域格差の是正を
(都道府県・市町村行政における司令塔機能、地域における中核機関の整備)
- 成年後見制度(後見・保佐・補助)の利用促進・利用者支援
 - ⇒ 本人らしい生活の実現(財産の活用を含めトータルの生活支援)
- 「福祉」と「司法」の連携強化と双方の機能強化
 - ⇒ 最高裁と関係省庁が緊密に連携し、地域における裁判所と地方行政との連携を指導
 - ⇒ 基本計画策定前では進みにくかった裁判所の協力・運用見直しや、各地域における福祉・司法の専門職団体による「権利擁護」行政への協力を強力に進める

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」



日常生活自立支援事業

平成30年度予算案：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金385億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(平成29年3月現在の基幹的社協等は1,245か所)(補助率)1/2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。(平成29年3月末実利用者数は51,828人)

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

実利用者数(人)	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
23,487 45.3%	11,907 23.0%	13,731 26.5%	2,703 5.2%	51,828 100.0%	

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと：

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

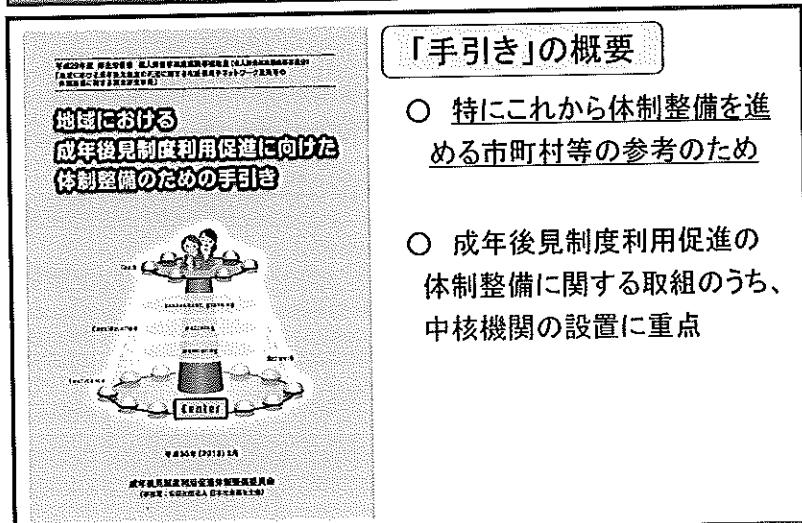
○重視していただきたい視点：

- ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- ・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

- ・ 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
（「基本計画」の「施策目標」に明示）

体制整備のための「手引き」について

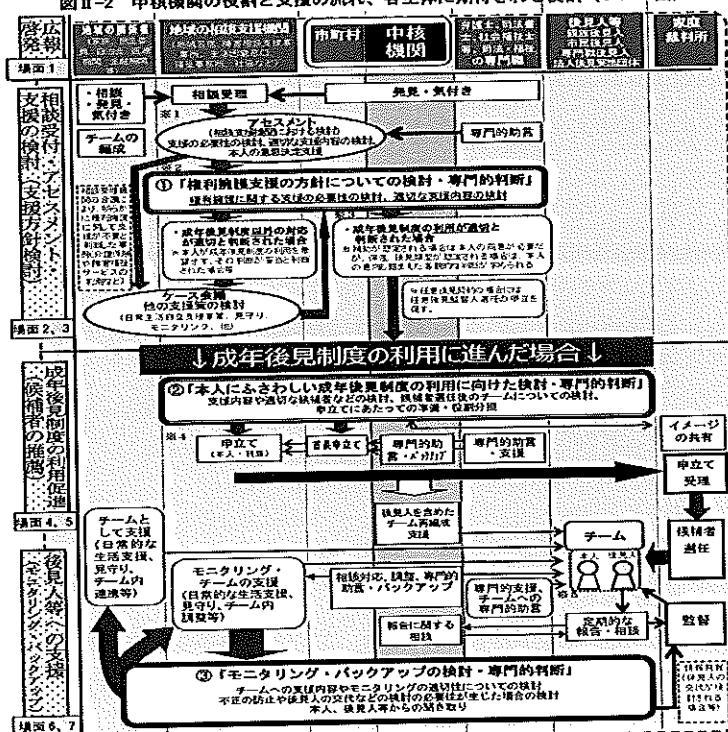


11

11

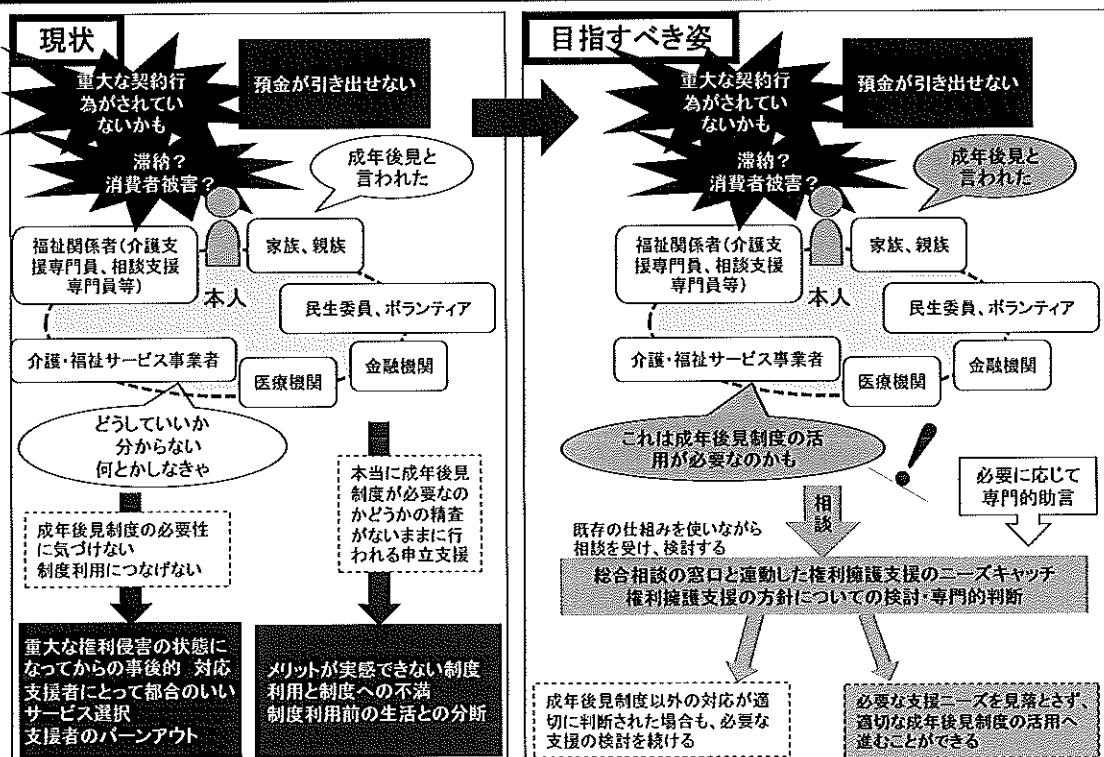
「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

図2-3 中央機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



上流

相談機能 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断



広報・啓発

場面1

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

相談受付・アセスメント・支援の検討(支援方針検討)

相談受付・アセスメント

チームの編成

相談支援機関の合意により、明らかに権利擁護に関する支援が不必要と判断した事例(介護保険や障害福祉サービスの利用など)

相談受付

アセスメント

(相談支援機関における検討)

支援の必要性の検討、適切な支援内容の検討

本人の意思決定支援

発見・気付き

専門的助言

中核機関

市町村

介護士、司法書士、社会福祉士等、司法・福祉の専門職

成年後見人等、親族後見人、市民後見人、専門顧問後見人、法人後見実施団体

家庭裁判所

①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」
権利擁護に関する支援の必要性の検討、適切な支援内容の検討

成年後見制度以外の対応が適切と判断された場合

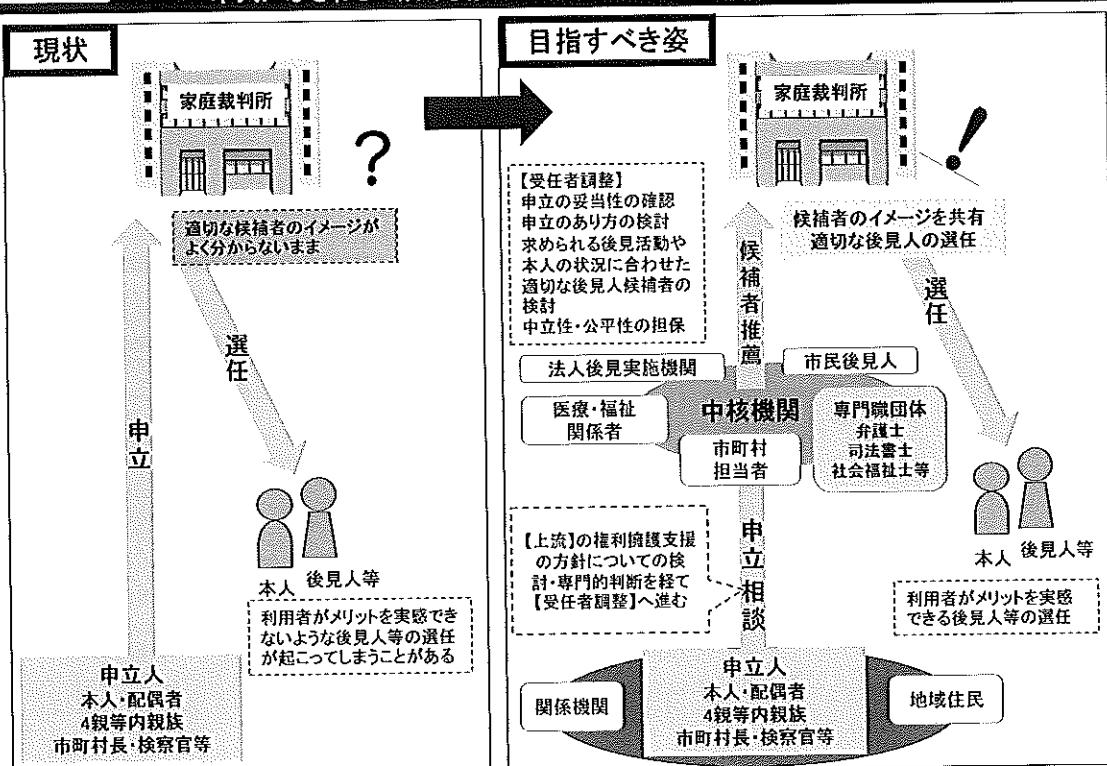
※本人が成年後見制度の利用を希望せず、その判断が妥当と判断された場合等

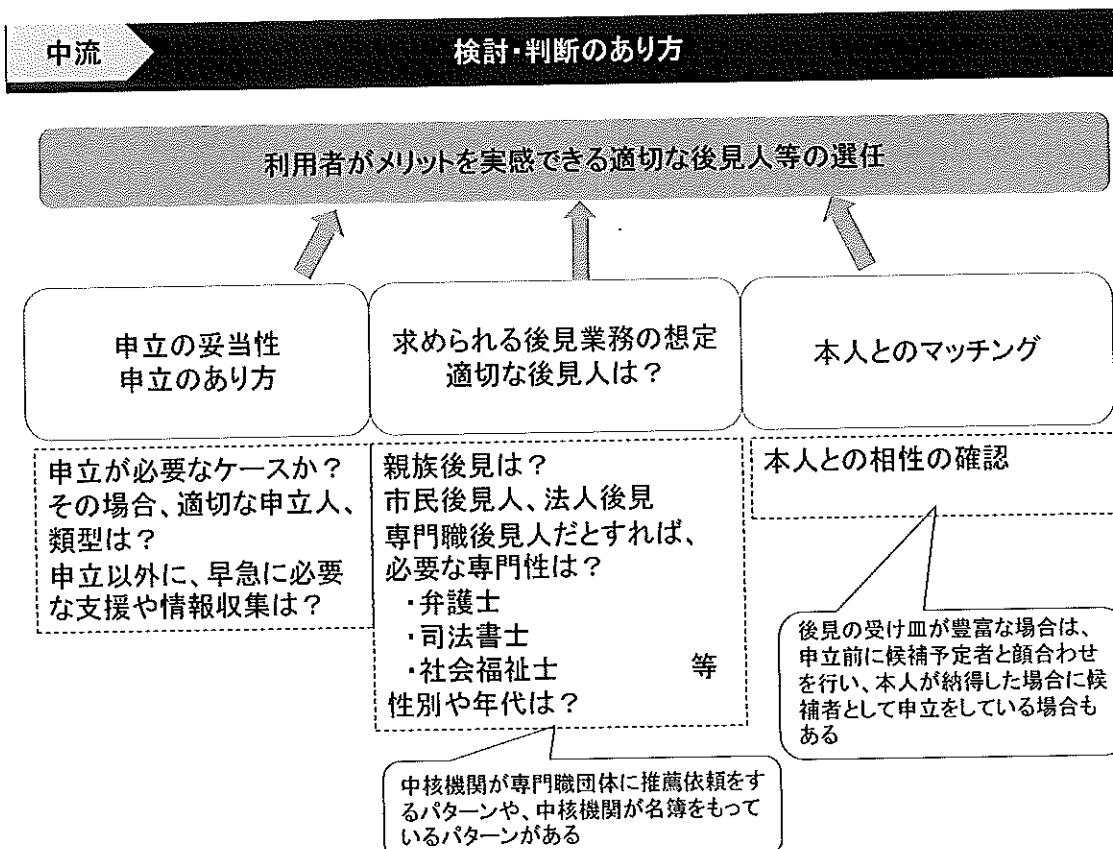
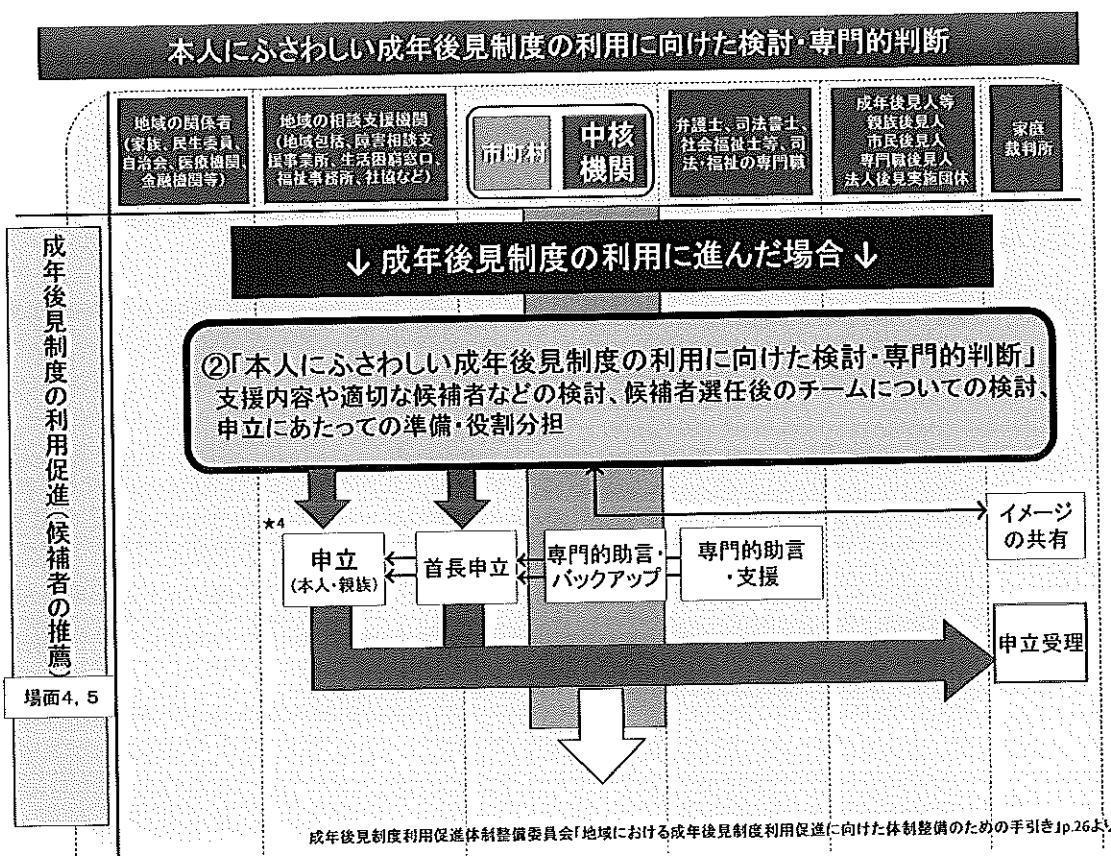
ケース会議

(日常生活自立支援事業、見守り、モニタリング、他)

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.24より

- ◆ 中核機関が実施する定例の検討会議に、市町村や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャーが事例を提出し、権利擁護支援について協議する
- ◆ 地域包括支援センターや基幹相談支援センター、相談支援事業所のケース検討の会議(コアメンバーミーティング等)に中核機関が加わり、権利擁護支援について協議する
- 広域設置の中核機関の場合、一次相談は市町村や地域包括支援センター等が担い、一次相談窓口の職員からの相談を中核機関が受けている場合もある





基本計画p.13

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

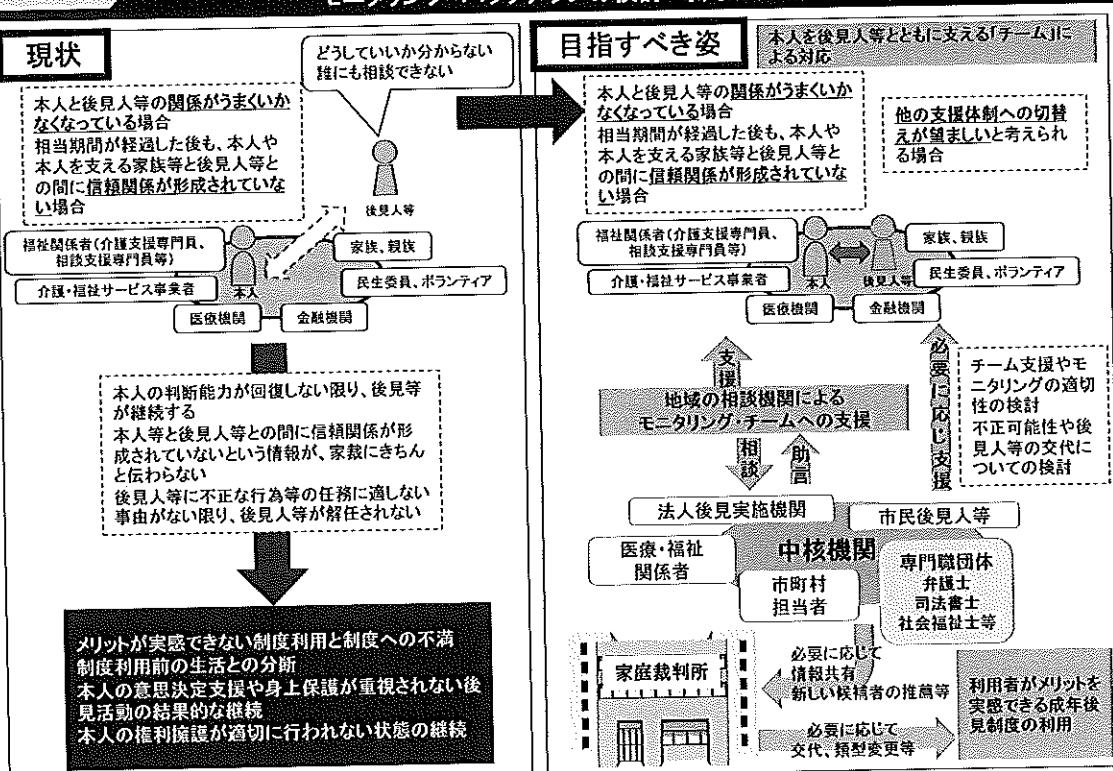
...

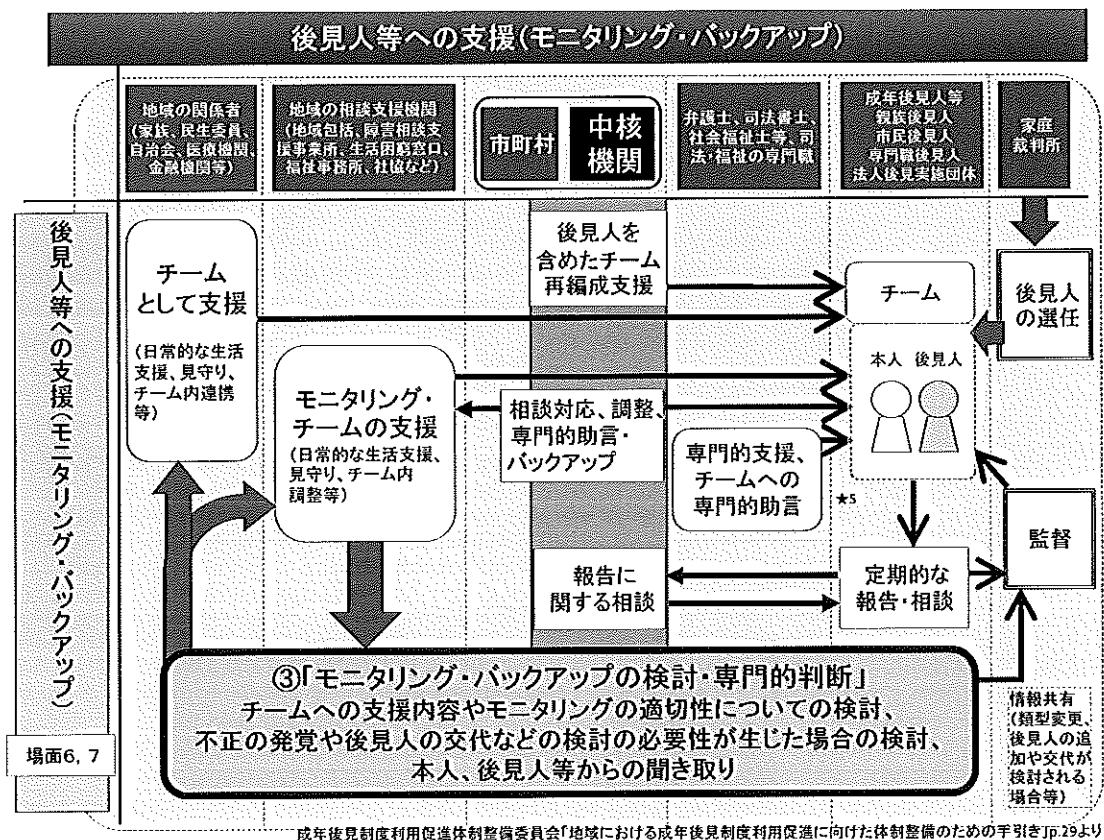
○ 受任者調整(マッチング)等

- 専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。





◆中核機関や地域包括支援センター等による、チームへの後見人等加入支援、
バックアップ・モニタリング

- 後見人等とチームの顔合わせを支援する(バックアップ)
- 後見人加入後のチームによる本人支援がうまくいっているかどうか、支援状況を確認する(モニタリング)

◆チームによる本人への支援

- 介護支援専門員や相談支援事業所職員が、既存の会議(サービス担当者会議等)を活用して、後見人等とともに本人を支援する

◆チームによる支援が難航する場合、中核機関は相談を受けて専門的助言を実施。必要に応じて家庭裁判所と情報を共有

- 後見人等による不正の可能性がある場合には、早急に家庭裁判所に情報共有
- 必要に応じて適切な後見人等への交代に向けた検討を行い、新たな候補者推薦を行う。中核機関と家庭裁判所との情報共有の結果、家庭裁判所が必要に応じて交代を実施

チームを支援する体制、連携強化を協議する協議会の実態

基本計画p.11

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

定例の受任調整
等の検討会議

+

地域課題の検
討・調整・解決の
ための会議

地域連携ネットワークの基本的仕組み 「チーム」「協議会」「中核機関」

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

- 本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり
- ⇒ 支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。
- 本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

- 法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援
- ⇒ 個別の協力活動(専門相談への対応等)
- ケース会議の開催
- 多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
- 家庭裁判所との情報交換・調整等

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関(「中核機関」)の設置

- 権利擁護支援の中核機関を設置
- ⇒ 様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。
- 【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】
- ⇒ 市町村の責任で設置(直営又は委託)

- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の上流、中流、下流のどの場面にも、社会福祉士が業務についている
 - ・「権利擁護支援」「意思決定支援」「自立」についての理解や支援のイメージを共有し、協働していく必要がある
- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ・下流の目詰まり感の解消に向けた、意識の転換
 - ・人口が減少し、後見ニーズが爆発すると予測される社会で、ご本人の「ぱあとなあ」であるべきなのは、私たち専門職なのか？
 - ・「ぱあとなあ」としてご本人の隣にいる方法は、成年後見制度の活用によるものだけなのか？

基本計画p.9における「福祉関係者」についての記述①

○ 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をより的確に踏まえた判断がなされることが望ましい。

○ そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

来年度から始まる「本人情報シート」に掲載すべき、家庭的・社会的状況についての情報を、福祉関係者から発信してください。(ソーシャルレポート)

基本計画p.24における「福祉関係者」についての記述②

- ・ ソーシャルワークの理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
- ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整(権利擁護支援が必要な人の発見等)

アドボカシーとは…

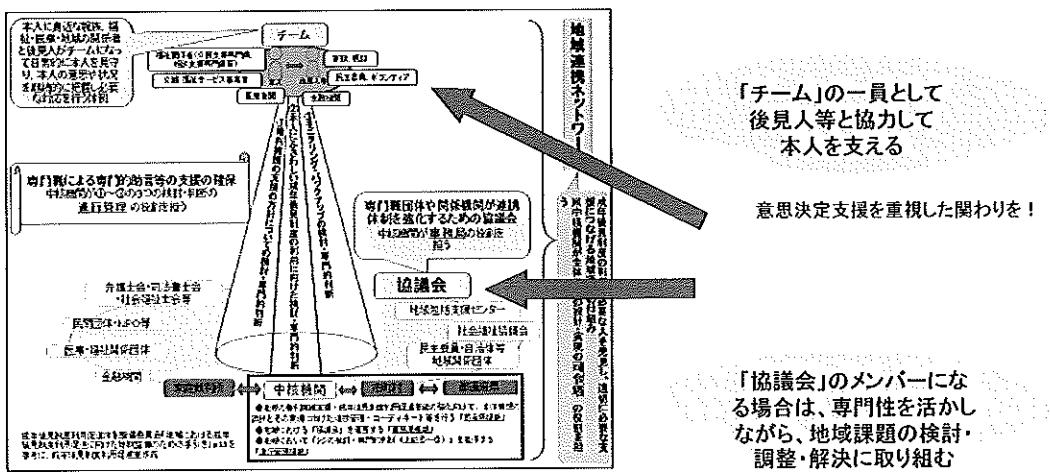
利用者本人が自らの意思を表明するよう支援すること
表明された意思の実現を権利として擁護していく活動

『社会福祉辞典』社会福祉辞典編集委員会編 大月書店より

アドボカシーは権利擁護の基本
(アドボカシーの日本語訳が権利擁護)

成年後見制度利用促進における福祉関係者の役割

- 成年後見制度の活用が必要な人に気づけるのは、福祉関係者
- 成年後見制度の正しい理解を。できること、できないこと、得意なこと不得手なことがある権利擁護支援の一つの手段として、成年後見制度をとらえる。
- チームのコーディネーターとして、本人と後見人を共に支える。「意思決定支援の重視」
- 一人一人の「その人らしさ」をどう支え、その人らしく生ききつっていくことを支えるか、という視点。(「賢いことを選択しない権利」(愚行権)の尊重と、存在の価値)



気づき、つなげ、支えつづける

資料

①2018年9月28日開催

成年後見制度利用促進座談会 配布報告資料

②正会員・賛助会員・寄付者大募集！！

**権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と
多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業企画**
第3弾 成年後見学習会の開催
日時：平成31年1月26日（土） 13:00～
場所：豊川商工会議所 第1、2会議室 40名程度
**テーマ：「成年後見制度のココが知りたい
～みんなさんの疑問にお答えします～」**



- 成年後見制度の現状確認 -

1) 東三河後見センターの成年後見制度 受任 支援 概況 (平成 30 年 9 月 18 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 30 年 3 月 31 日現在	51	17	13	1 (保佐)	82
受任者数 (平成 30 年 4 月～)	7 (+1)	4	2 (-1)	0	13
終了 (平成 30 年 4 月～)	4	1	0	0	5
平成 30 年 9 月 18 日現在受任	55	20	14	1	90

※補助類型から後見類型への類型変更が 1 名 (表中、後見類型 (+1)、補助類型 (-1) で表記。)

2) 東三河後見センターが支援している被後見人等の現住所地

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	23名	5名	2名	6名	0名	0名	0名	36名
知的障がい者	18名	4名	5名	2名	1名	14名	2(岡崎市)	46名
精神障がい者	4名	0名	2名	0名	0名	1名	1(名古屋市)	8名
合計	45名	9名	9名	8名	1名	15名	3名	90名

3) 東三河後見センターの最近の調整及び受任の傾向

○医療機関から直接、申し立て支援の依頼⇒身寄りなし、退院後の福祉サービスへの繋ぎ

○成年後見センター（社協）からの受任依頼（候補者として）

○相続、遺産分割、不動産処分

○障がい者支援施設（入所施設、グループホーム）からの申し立て、受任依頼 長期利用者

4) 名古屋家庭裁判所豊橋支部管内の状況 成年後見 (9/26 名古屋家庭裁判所総務課 後藤氏より)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 29 年 12 月 31 日現在	755	136	61	0	952

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
後見	166	53	381	71	57	25	2	755
保佐	29	11	72	10	8	4	2	136
補助	17	6	24	7	6	0	1	61
	212	70	477	88	71	29	5	952

※名古屋家庭裁判所が把握している、暫定、概数値。変動の可能性及び本人が死亡しているが終了の処置が済んでいないもの等も含む可能性あり。

5) 市町村別利用者数 (名古屋家裁 H29. 7. 12 現在) 別紙 町村別 成年後見セミナー配布資料

6) 東三河後見センターの市民後見人の動向

東三河後見センターの定義

「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として法人が任命し、実際に後見事務活動をしている方のことを行います。

市民後見人の状況

- ①市民後見人候補者名簿登録者数 33名
- ②性別 男性 29名、女性 14名
- ③年齢 平均 60代半ば 70代…7名、60代…22名、50代…2名、40代…2名
- ④居住地
豊川市 20名、蒲郡市 4名、豊橋市 3名、新城市 2名、田原市 1名、設楽町 1名、岡崎市 2名
- ⑤受任状況（平成30年9月18日現在）

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	12名	2名	1名	15名
知的障がい者	17名	6名	4名	27名
精神障がい者	0名	1名	0名	1名
合計	29名	9名	5名	43名

市民後見人 24名の方が上記表の43名の後見事務を担当しています。

認定NPOの更新時期が迫っています！！

会員入会・寄付のお願い



成年後見制度利用促進計画に基づいて、国や県が本制度の活用について議論をはじめ、市町村レベルでの計画の策定やご本人がメリットを感じられる制度運用の取り組みがはじまりつつあります。当法人のようにご本人に寄り添った支援ができる法人後見人等の活動の需要が高まることが、今後ますます予想されます。地域で見守り支えあう仕組みの一つとして、後見人等としての活動の充実、市民後見人の普及・拡大をすすめていくためには、当法人をみなさまに支えていただき、支えあいの地域社会を当法人とみなさまの手でつくっていくことが大切だと思います。

当法人は平成27年2月13日から平成32年2月12日までの期間で認定されている認定NPO法人であることを今後も維持していきたいと考えています。(過去2回認定を受けています。)そのため超えなければならないハードルが認定基準のパブリック・サポート・テスト(PST)です。この基準では「実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であること」が必要となります。更新までにあと70名程必要です。既に正会員になられている方の寄附金(3,000円以上)も算定されます。

皆様のご理解とご協力を心からお願いし、ご関心のある方が近くにいらっしゃいましたら下記連絡先までご一報ください。



会員入会及び寄付を希望される方へ

会費(正会員、賛助会員)及び寄附金の納入は、次の点に注意して払い込みをしてくださいようお願いいたします。(払込取扱票を同封いたしました。ご希望の方は事務所までご連絡下さい。)

1. 正会員費は会費5,000円を、賛助会員費、寄附金は3,000円以上をお願いします。

(※賛助会員の年会費は3,000円です。)

法人正会員費は1口20,000円以上、法人賛助会員費は1口10,000円以上をお願いします。

(※法人正会員及び法人賛助会員の入会金は不要です。)

2. 通信欄には該当するものを○で囲んでください。

新たに、正会員になられる方は、正会員会費と入会金を○で囲み、10,000円(入会金5,000円と会費5,000円)をご入金ください。

3. ご依頼人の欄には、郵便番号、住所、お名前、連絡先電話番号を明記してください。

4. 正会員費、賛助会員費または寄附を払い込みしていただいた方については、氏名を会報に掲載させていただきます。もし氏名掲載を拒否される場合は、通信欄に「匿名希望」とご記入ください。

※認定NPO法人への寄付者の方には税制上の優遇措置があります。

詳しくは 裏面をご覧下さい！！

東三河後見センター

会報 第45号
東三河後見センター



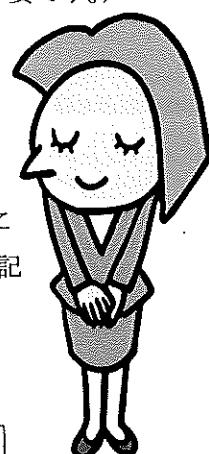
連絡先=会報第45号同封資料

認定NPO法人東三河後見センター 西川・工藤

〒442-0033

豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階

TEL:0533-80-2707 FAX:0533-80-2708



寄附に伴う税制優遇措置について

平成24年4月1日の改正NPO法の施行により、寄附に伴う税制優遇が大幅に拡充されました。個人が認定・特例認定NPO法人(以下、認定NPO法人等)に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

1. 個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

1. 所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

$$\text{寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除(所得控除)額}$$

(注)寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

2. 税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

$$(\text{寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2)税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

2. 認定NPO法人等に対する寄附金のうち条例で指定されている寄附金や、NPO法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で個別に指定されている寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

$$(\text{寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 10\% = \text{税額控除額}$$

(注1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

(注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

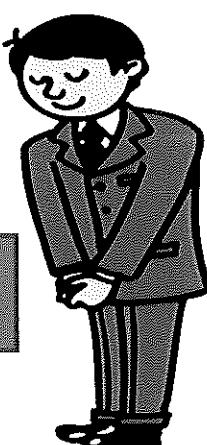
- 都道府県が指定した寄附金は4%
- 市区町村が指定した寄附金は6%

当法人は、両方とも該当しております。

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

内閣府NPOホームページより

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/kojin-kifu>



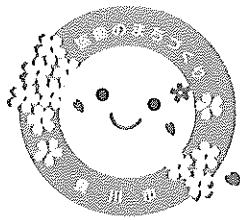
平成30年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業 認定NPO法人東三河後見センター 実施

「権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築事業」

成年後見フォーラム開催のお知らせ

開催日時：平成30年12月10日（月）

13:00受付開始 13:30～15:00 講演



会場：豊川商工会議所2階 ABホール 豊川市豊川町辺通4-4 （定員200名）

参加費：無料

※事前申し込みは不要ですが、資料の準備のため下記、「参加申し込み」により連絡をいただけると助かります。

対象：成年後見制度に关心のある方をはじめ、成年後見制度の利用を検討している方、福祉・医療・介護事業者等実際に権利擁護支援に携わっている方ならどなたでも。

講師：弁護士 松隈 知栄子氏

（愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）副委員長）

社会福祉士 近藤 芳江 氏

（愛知県社会福祉士会 成年後見利用促進委員会委員長）

内容：平成30年4月、厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置されました。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進していく方針が示されました。過渡期を迎えていける成年後見制度について弁護士の視点、社会福祉士の視点から解説していただきます。この地域で安心して活用でき、本人がメリットを感じられる成年後見制度について、その動向をはじめ制度に対する理解を深めたいと思います。

連絡先：認定NPO法人東三河後見センター 事務局 担当 工藤 まで

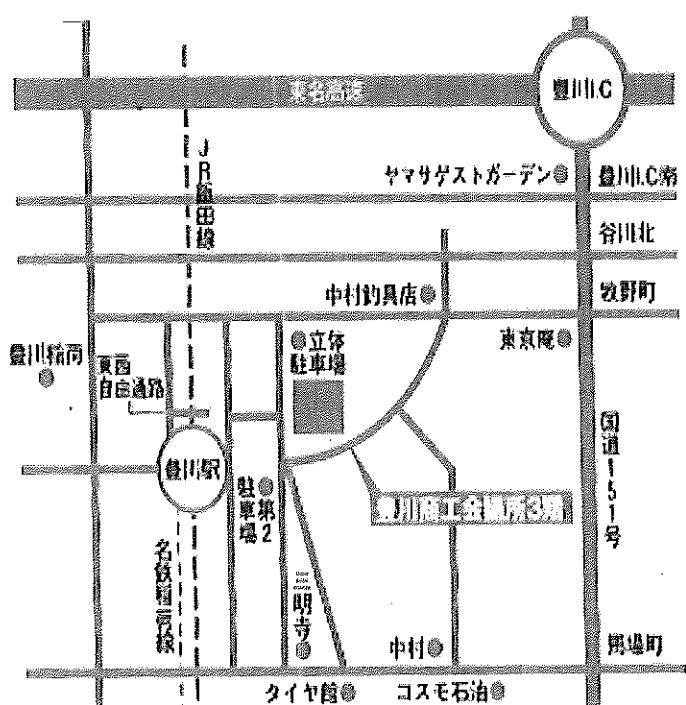
電話 0533-80-2707 FAX 0533-80-2708 E-mail kouken-four@ark.ocn.ne.jp

参加申し込み（FAX 0533-80-2708）

ご連絡先	お名前

※フォーラム以外の使用は致しません。

フォーラムで聞きたいこと等



※事務所においての方は隣の立体駐車場をご利用ください。

認定NPO法人 東三河後見センター

〒442-0033 静岡市駿河町通4-4-

四川省工会讲师3附

Tel.[0533]80-2707

Fax. [0533] 80-2708

[常盤日]月曜日～金曜日

[宣誓時間]

午前9時～午後5時30分

(休業日)土、日曜日、祝日、年末年始

※お急ぎの場合は、営業時間外、休業日にも取扱いを行います。